

食安輸発0922第1号
平成23年9月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

アフラトキシン検査における検体採取について

アフラトキシンを含有する食品の取扱いについては、平成23年3月31日付け食安発0331第6号にて通知し、本年10月より適用することとされています。

同通知の記の2の(1)に掲げる検体採取量の適用については、下記のとおりとするので、対応方よろしくをお願いします。

記

1粒重量	食品名
0.1gを超えるもの	アーモンド、いちじく（乾燥）、カカオ豆、クルミ、コーヒード、ジャイアントコーン、ターメリック、大豆、チリペッパー、レッドペッパー、トウモロコシ、ナツメグ、蓮の種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、落花生
0.1g以下のもの	ケツメイシ、ごま、米（ワイルドライスを含む）、綿実、上記の食品をスライスまたは細切したもの※

※ 切片重量が明らかに0.1gを超えるものを除く